

基本計画

最終案

目次

序章 基本計画の内容.....	1
1 施策体系と施策の見方.....	1
2 地方創生に向けた取組み.....	3
第1章 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまち.....	5
第2章 あらゆる世代の人が豊かな心を育むまち.....	12
第3章 <u>新たな活力と魅力があふれるまち</u>	17
第4章 豊かな自然の中で安心して暮らせるまち.....	23
第5章 安全で快適な住み心地のいいまち.....	31
第6章 すべての人が輝くまちづくりを進めるまち（協働・人権・行政）.....	39

序章 基本計画の内容

1 施策体系と施策の見方

(1) 施策体系

基本計画は、5つのまちづくりの目標とそれを実現するための施策の推進を下支えする横断的な目標からなる6つの目標と31の施策で構成します。

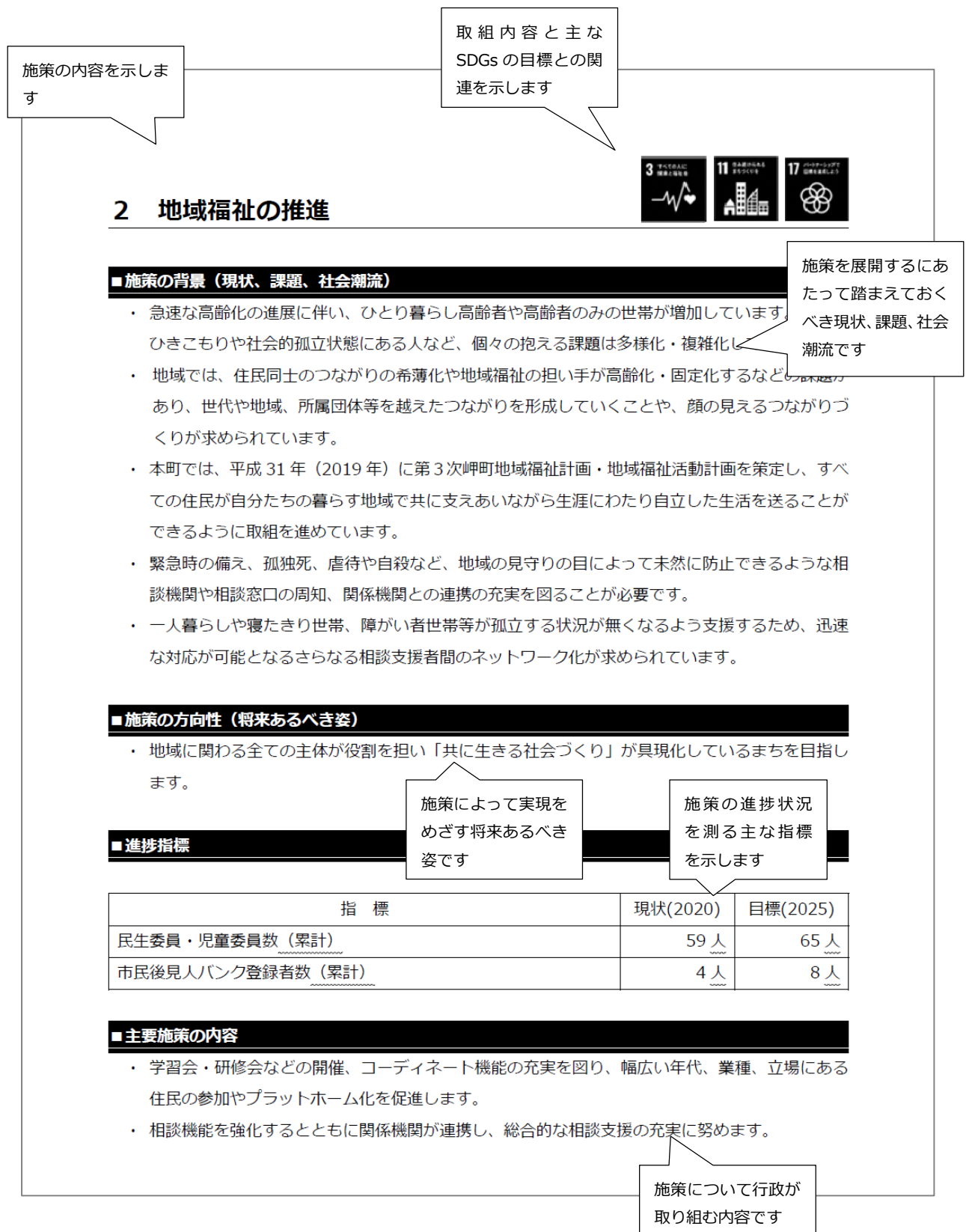
まちづくりの目標	施策
第1章 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまち (健康・福祉・子育て)	1 健康づくりの推進と医療体制の充実
	2 地域福祉の推進
	3 高齢者福祉の推進
	4 障がい者(児)福祉の推進
	5 子育て支援の推進
第2章 あらゆる世代の人が豊かな心を育むまち (教育・文化)	1 学校教育の充実
	2 生涯学習・社会教育とスポーツ・レクリエーションの推進
	3 歴史・文化の保存と活用
第3章 <u>新たな活力と魅力があふれるまち</u> (産業・観光)	1 農林業の振興
	2 漁業の振興
	3 商工業の振興
	4 観光振興とにぎわいづくりの推進
	5 雇用・労働環境の充実
第4章 豊かな自然の中で安心して暮らせるまち (生活環境・防災)	1 環境衛生と美化の推進
	2 循環型社会の構築
	3 自然環境の保全と生物の多様性
	4 消防・救急、危機管理体制の充実
	5 防犯対策・消費者保護・交通安全の推進
第5章 安全で快適な住み心地のいいまち (都市基盤)	1 計画的な道路整備と維持管理
	2 交通環境づくりの推進
	3 公園の整備・維持管理
	4 河川・港湾の整備
	5 下水道整備の推進
	6 良質な住環境づくりの推進



施策の大綱	施策
第6章 すべての人が輝くまちづくりを進めるまち(協働・人権・行政)	1 参画・協働のまちづくりの推進
	2 人権施策の推進
	3 男女共同参画の推進
	4 多文化共生と平和施策の推進
	5 健全な行財政運営
	6 情報化の推進
	7 人材育成と組織基盤の強化

(2) 施策の見方

各施策の内容を以下のような構成でとりまとめています。



2 地方創生に向けた取組み

(1) 地方創生をめぐる動き

国では、「第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略」で定めた4つの基本目標「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」、「地方への新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」に基づき取組みを進めてきました。第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の成果と課題等を踏まえて政策体系を見直し、加えて、「多様な人材の活躍を推進する」と「新しい時代の流れを力にする」の2つを横断的な目標として定めています。

また、地方公共団体においても、各地域の平成26年（2014年）以降の状況変化などを踏まえて、第2期「地方版総合戦略」の策定及び「地方人口ビジョン」の改定を行う必要があるとされました。

これを受けて岬町においても、平成28年（2016年）に策定した「岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改定を行うこととしました。改定にあたっては、現行の計画期間が令和元年度に終了することとなっていました。その計画期間を令和2年度（2020年度）まで1年延長し、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までを計画期間とする「第2期岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取組みと本総合計画を一体的に検討することとしました。

(2) 重点施策

基本計画に掲げる31の施策のうちから、地方創生を成し遂げていくために重点的に取り組む施策を抽出し、次の4つの柱のとおり重点施策として位置付けるとともに、国が掲げた第2期総合戦略を踏まえ、横断的視点として、2つの視点を掲げることとします。1つ目の横断的視点として、多様な人材が活躍できる環境や活気あふれる地域をつくるため「多様な人材の活躍を推進する」を、2つ目の横断的視点として、住民の生活の利便性と満足度を高め、地域の魅力を一層向上させるため、地域における未来技術（Society5.0の実現に向けた技術）の活用や、持続可能な開発目標（SDGs）の理念に沿って施策を進めるため「新しい時代の流れを力にする」をそれぞれ掲げます。

なお、これらは、総合戦略の基本目標に相当します。

◆重点施策◆

【重点施策】 総合戦略基本目標	【重点取組】	【横断的目標】 総合戦略横断的目標	
重点施策1 新しい人の流れをつくり、定住と交流を促進する	1) 移住・定住の支援 2) 関係人口の創出・拡大 3) 観光の振興 4) タウンプロモーションの推進	横断的目標Ⅰ 多様な人材の活躍を推進する	横断的目標Ⅱ 新しい時代の流れを力にする
重点施策2 結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる	1) 結婚・出産・子育ての支援 2) 次代を担う人材の育成		
重点施策3 経済を活性化し、安定的な雇用を創出する	1) 地域資源を活かしたまちの魅力強化 2) 地域産業の競争力強化 3) 雇用対策の推進		
重点施策4 安全・安心な暮らしができる魅力的なまちをつくる	1) 生活インフラの確保 2) 安全・安心な暮らしの確保 3) 誰もが健康で暮らしやすいまちづくりの推進 4) 地域コミュニティの活性化 5) 広域連携の推進		

◆総合計画の施策と重点施策の関係〔連携する主な施策〕◆

第5次総合計画		重点施策														
【まちづくりの目標】	【施策】	1				2		3			4					
		1)	2)	3)	4)	1)	2)	1)	2)	3)	1)	2)	3)	4)	5)	
誰もが健やかにいきいきと暮らせるまち	1 健康づくりの推進と医療体制の充実					●							●			
	2 地域福祉の推進					●	●						●			
	3 高齢者福祉の推進									●		●	●			
	4 障がい者（児）福祉の推進									●		●	●			
	5 子育て支援の推進					●										
あらゆる世代の人が豊かな心を育むまち	1 学校教育の充実						●					●		●		
	2 生涯学習・社会教育とスポーツ・レクリエーションの推進		●										●			
	3 歴史・文化の保存と活用			●	●											
新たな活力と魅力がふれるまち	1 農林業の振興		●	●	●				●							
	2 漁業の振興		●	●	●				●							
	3 商工業の振興							●	●		●					
	4 観光振興とにぎわいづくりの推進		●	●	●										●	
	5 雇用・労働環境の充実					●				●						
豊かな自然の中で安心して暮らせるまち	1 環境衛生と美化の推進												●			
	2 循環型社会の構築												●			
	3 自然環境の保全と生物の多様性		●	●			●						●			
	4 消防・救急・危機管理体制の充実											●				
	5 防犯対策・消費者保護・交通安全の推進						●					●				
安全で快適な住み心地のいいまち	1 計画的な道路整備と維持管理			●	●						●					
	2 交通環境づくりの推進			●	●						●					
	3 公園の整備・維持管理				●								●			
	4 河川・港湾の整備			●	●						●				●	
	5 下水道整備の推進										●					
	6 良質な住環境づくりの推進	●									●	●				
すべての人が輝くまちづくりを進めるまち	1 参画・協働のまちづくりの推進		●		●	●	●					●		●		
	2 人権施策の推進						●									
	3 男女共同参画の推進					●				●						
	4 多文化共生と平和施策の推進						●									
	5 健全な行財政運営		●													
	6 情報化の推進				●	●	●									
	7 人材育成と組織基盤の強化						●							●		

第1章 誰もが健やかにいきいきと暮らせるまち (健康・福祉・子育て)

1 健康づくりの推進と医療体制の充実

■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 本町では、「すべての住民が健やかに暮らせるまちづくり」をめざし、平成 27 年（2015 年）に「健康みさき 2.1（第 2 次）計画」を策定し、健康づくりと食育推進の施策を総合的、計画的に進めています。
- ・ 急速な高齢化の進行や生活環境の変化、ライフスタイルの多様化などにより、生活習慣病やこころの問題、育児支援の充実が課題となっています。
- ・ メンタルヘルスを含めた生活習慣の改善により、病気にならない生活を送ることが出来る健康づくりの取り組みが必要です。また、健康情報についてインターネット等に不確かな情報があふれているため、正しい情報の普及啓発が必要です。
- ・ 自身の健康に関心を持ち、かかりつけ医を決め、特定健診、特定保健指導、がん検診等を受診し、病気の早期発見・早期治療に努めることが必要です。
- ・ 新たな感染症を含め、感染症等への対策を進めるため、地域の医療機関や関係機関の連携が必要です。
- ・ 健康ふれあいセンターは、施設及び設備等の老朽化が進んでいますが、健康づくりの拠点として適切に維持管理をする必要があります。
- ・ 受診者における高齢者の占める割合の上昇や医療の高度化により、一人当たりの医療費が増加傾向にあります。医療費を抑制するためには、一人ひとりの健康意識向上が大切で、生活習慣の改善や疾病の予防・早期発見を支援しつつ、医療費の適正化が必要です。

■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ すべての住民が共に支え合いながら、健やかで心豊かに生活できるまちを目指します。

■進捗指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
自分が健康であると感じている人の割合（15 歳以上）（単年度）	65.8%	80.0%
特定健診受診率（単年度）	23.0%	60.0%

■主要施策の内容

- ・ 安心して妊娠・出産ができる包括的な支援体制を整備するとともに、親の育児相談などに対応し、乳児がいる家庭での新しい生活を支援します。

- ・ 誰もが健康づくり情報を簡単に得ることができ、正しい知識や情報のもと健康づくりに役立てることが出来るように努めます。
- ・ 自然災害や感染症発生時などに発生する健康危機に対し国や大阪府、関係機関と連携し、迅速かつ適切に健康危機管理対策に努めます。また、住民には平時より健康危機に対する知識の普及啓発を行います。

2 地域福祉の推進

■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 急速な高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。また、ひきこもりや社会的孤立状態にある人など、個々の抱える課題は多様化・複雑化しています。
- ・ 地域では、住民同士のつながりの希薄化や地域福祉の担い手が高齢化・固定化するなどの課題があり、世代や地域、所属団体等を越えたつながりを形成していくことや、顔の見えるつながりづくりが求められています。
- ・ 本町では、平成 31 年（2019 年）に「第 3 次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、すべての住民が自分たちの暮らす地域で共に支えあいながら生涯にわたり自立した生活を送ることができるように取り組んでいます。
- ・ 緊急時の備え、孤独死、虐待や自殺など、地域の見守りの目によって未然に防止できるような相談機関や相談窓口の周知、関係機関との連携の充実を図ることが必要です。
- ・ 一人暮らしや寝たきり世帯、障がい者世帯等が孤立する状況が無くなるよう支援するため、迅速な対応が可能となるさらなる相談支援者間のネットワーク化が求められています。

■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 地域に関わる全ての主体が役割を担い「共に生きる社会づくり」が具現化しているまちを目指します。

■進捗指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
民生委員・児童委員数（累計）	59 人	65 人
市民後見人バンク登録者数（累計）	4 人	8 人

■主要施策の内容

- ・ 学習会・研修会などの開催、コーディネート機能の充実を図り、幅広い年代、業種、立場にある住民の参加やプラットフォーム化を促進します。
- ・ 相談機能を強化するとともに関係機関が連携し、総合的な相談支援の充実に努めます。

3 高齢者福祉の推進

■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 本町の高齢化率は、令和2年（2020年）4月現在で38.5%となっており、高齢化の進展において全国平均を大きく上回っており、高齢者も含めた支え合いの地域づくりが喫緊の課題です。
- ・ このような状況の中で、本町では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活が送れる、活力ある高齢社会をめざして、平成30年（2018年）に「岬町地域包括ケア計画（高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画）」を策定し、地域で支える暮らしの支援などに取り組んでいます。
- ・ 高齢者が培ってきた経験や知識を活かし、高齢者自らが担い手となって活躍できる場づくりや機会づくりが必要です。
- ・ 高齢者が日常生活を送る上での相談・支援の窓口として整備してきた地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、支援を必要とする高齢者が支援の場に確実につながる地域社会の醸成が必要です。

■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 高齢者が健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して生活できるまちを目指します。

■進捗指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
要介護認定率（単年度）	24.8%	27.4%
高齢者の通いの場参加者数（単年度）	2,142 人	3,000 人

※通いの場参加者数は、地域介護予防活動支援事業（指導者養成）及び啓発事業への参加者数を指しています。

■主要施策の内容

- ・ 高齢者が住み慣れた地域で、生きがいをもって自立した生活を送り、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けていくことができるよう環境づくりを進めます。

4 障がい者（児）福祉の推進

■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 本町では、平成 27 年（2015 年）に「だれもが互いに認め合い 支え合い 共に生きるまちづくり」を基本理念とする「岬町第 3 次障害者基本計画」を、平成 30 年（2018 年）に「岬町第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画」を策定し、障害の有無にかかわらず、子どもから高齢者まで、誰もが安心して快適に暮らせる環境等を実現していこうとする「ユニバーサルデザイン」の視点に立ち、障がい者（児）の社会参加と自立を支え合うことが出来る「共生社会」の実現を目指しています。
- ・ 障がいのある人が地域で安心して生活をおくるためには、不安や悩みに対応し、適切なサービス・制度の利用につなげる相談支援の充実が重要です。町と関係機関・事業所などが連携し、支援体制の充実を図っていくことが求められています。
- ・ 障がい者が社会の一員として働き、様々な活動に参加し、生きがいをもって生活出来る環境づくりが求められ、そのために、福祉サービスの充実や住まい、働く場の確保などに取り組み、地域生活をサポートしていく必要があります。
- ・ 近年、障がい者（児）に対する虐待防止、差別解消、権利擁護を進めるための法制度が整備されており、本町においても関係機関・団体との連携を強化し、啓発や相談支援の充実を図ることが求められています。

■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 障害への住民の理解が促進され、世代を超えて支え合うまちを目指します。

■進捗指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
障害福祉サービス利用者のうち、在宅生活する者の割合（単年度）	87.4%	90%
障害福祉サービス利用率（障がい児、障がい者）（単年度）	16.8%	19.9%

■主要施策の内容

- ・ 相談体制・支援体制の充実を図り、関係機関と連携の上、疾病や障害の早期発見、早期治療、早期療育に努めます。
- ・ 障害福祉サービス等を給付するだけでなく、サービス利用前の対策を充実し、住民の健康と自立した生活を送ることができるような仕組みづくりを行います。

5 子育て支援の推進



■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきています。現在、妊産婦・乳幼児などに対する支援は、母子保健分野と子育て分野の両面から実施しており、現状では相談窓口も多岐にわたっています。
- ・ すべての子どもたちが心身ともに健やかに成長し、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや楽しさを感じることが出来るよう、乳幼児期の教育・保育、子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが重要になります。
- ・ 全国で痛ましい虐待事件が多く発生していますが、児童虐待が行われているかの判断が困難であるほか、要支援・要保護児童の増加が目立ち、その対策強化が求められています。

■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに成長しているまちを目指します。

■進捗指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
子育て支援センター利用者数（単年度）	5,160 人	5,400 人
保育所入所待機児童数（単年度）	0 人	0 人

※子育て支援センター利用者数は、町外からの親子の参加も含みます。

■主要施策の内容

- ・ 子育てと仕事を両立しながら社会へ参画することができるよう、育児休業制度の周知や誰もが取得しやすい環境づくりに努めます。
- ・ 保護者が安心して働けるよう、児童の健全育成や安全の確保を図る一方、小学校と連携した放課後活動が行われる環境づくりを進めます。

第2章 あらゆる世代の人が豊かな心を育むまち (教育・文化)



1 学校教育の充実

■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 本町では、「子どもが輝く岬町の教育」を教育目標に掲げ、学力向上の取り組みとして、子ども一人ひとり「確かな学力」と「学びに向かう力」の育成を図り、人権尊重の教育を推進する一方、いじめ、不登校問題等に対しては、専門人材を活用し、教育相談体制の充実に取り組んでいます。
- ・ 子どもたちを取り巻く環境が急激に変化している中、子どもたちが自ら学び、論理的に考え、主体的に判断し、子どもたちの「生きる力」を育めるよう、様々な取り組みを進めているところです。また、子どもの安全が守られ、子どもが安心して教育を受けることができるよう、地域に開かれた学校づくりを推進し、教育コミュニティづくりの活動拠点整備に努め、積極的な活用を図る必要があります。
- ・ 少子高齢化が進む中、子どもの減少に歯止めがかからない状況を踏まえ、今後、子どもにとってどのような学習環境が望ましいのか重要課題となっています。
- ・ 学校施設においては、平成27年度には、すべての学校の耐震化が完了しましたが、子どもたちが安全で快適な環境で学習できるよう、引き続き、老朽化への対応を進める必要があります。

■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 子どもが安全で安心して学べる良好な環境が整っているまちを目指します。

■進捗指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
学校安全ボランティア数（単年度）	102 人	107 人
関係機関等による教育相談回数（単年度）	128 回	160 回

■主要施策の内容

- ・ 異なった文化、習慣、価値観等を持った人々が、それぞれのアイデンティティーを保ちながら豊かな社会生活を送ることができるよう学校・家庭・地域社会との連携、協働を進めるなかで、地域社会における人権教育及び人権学習の充実を図ります。
- ・ 新学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図り、児童生徒が予測できない変化に主体的に向き合い、自らの可能性を発揮しようとする姿勢を養います。
- ・ 今後の児童・生徒数の推移を踏まえ、必要な教室の確保を図るとともに、学校施設の適切な維持管

理を行い、安全安心な学習環境を整えます。

- ・ 信頼される教職員を育成するための研修の充実を図るとともに、働き方改革を推進し、教職員が授業や準備に集中出来る環境づくりを進める一方、教職員をはじめ、学校教育を担う人材の確保に取り組み、教育環境の充実に努めます。
- ・ 学校が行う教育活動等について、保護者や地域が主体的に参画できるよう、学校協議会等の再整理を行い、学校運営協議会への移行も視野に、地域とともにある学校運営体制のさらなる充実を図ります。
- ・ 令和元年度に策定した長寿命化計画に基づいて、学校施設の大規模改修及び長寿命化を進めてまいります。
- ・ 体育館を利用した体育授業等における児童生徒の熱中症対策及び災害時における避難者の健康状態を確保するため、小中学校の体育館に空調機器整備の検討を進めてまいります。

2 生涯学習・社会教育と

スポーツ・レクリエーションの推進

■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 生涯学習活動や青少年の健全な活動を実践できる魅力ある学びの場を提供し、心豊かな暮らしをおくることができる環境づくりが求められています。
- ・ 誰もが身近な地域で気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむことで、生涯にわたって、健康や体力を保持し、生きがいを持てる環境づくりが必要です。

■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 幅広い世代に地域密着型の学習活動の機会が提供され、住民のそれぞれの体力、目的に応じて、スポーツに親しみ、ライフスタイルに合った健康づくりができるまちを目指します。

■進捗指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
淡輪公民館の利用者数（単年度）	12,420 人	13,000 人
社会体育施設利用者数・団体数（単年度）	55,660 人/3,271 団体	56,000 人/3,500 団体
みさきファミリーマラソン大会参加者数（単年度）	248 人	250 人

■主要施策の内容

- ・ 指導者の世代を途切れさせることがないよう指導者確保に努め、円滑に団体運営できるよう努めます。
- ・ 生涯学習に使用されている施設の維持管理、利便性の向上に努めます。
- ・ 町内外に読書環境の充実を図ります。
- ・ 住民・団体・関係人口等とともに青少年の健全な成長を連携して見守り、すべての青少年の健全な育成を支援します。
- ・ スポーツ活動の機会の提供に努めるとともに、住民が主体的に運営・企画するイベントや団体活動を支援する一方、健康保持や体力づくりのための啓発・情報提供に取り組みます。

3 歴史・文化の保存と活用

■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 長い歴史の中で伝えられてきた歴史文化遺産は、住民の貴重な財産であり、大切に保存して次の世代に伝えていく必要があります。また、まちの魅力や誇りとして、観光、にぎわいづくりなど、まちづくりの資源として活用していくことも重要です。
- ・ 多くの人が学びたいときに学べる魅力ある文化活動環境が求められています。

■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 郷土の歴史文化の保護・保存、活用に努め、特色ある地域文化の振興を図るまちを目指します。

■進捗指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
岬の歴史館利用者数（単年度）	2,250 人	2,500 人
関連活動への参加者数（単年度）	42 人	100 人

■主要施策の内容

- ・ 岬の歴史館を歴史文化の情報発信及び歴史的価値の見込まれる収集品の拠点として、また、住民交流の場として、有効活用を図ります。
- ・ 令和2年（2020年）に日本遺産として登録された葛城修験道の整備・活用を図ります。
- ・ 文化活動を行う人々が集い、交流し、住民の生活に潤いがもたらされるようその活動を支援します。

第3章 新たな活力と魅力があふれるまち (産業・観光)

1 農林業の振興

■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 本町の農業は大半が兼業農家で、農家数、耕作地面積、農業生産額ともに減少が続いています。また、農業従事者の高齢化や担い手不足などにより、遊休農地が増加する一方、鳥獣による農作物被害の深刻化などの課題を抱えています。
- ・ これまで本町では、ため池や農道の改修、低農薬化を図ったエコ農産物に取り組む農家への支援、有害鳥獣対策、遊休農地対策などに取り組んできました。
- ・ 高齢化等による担い手の減少は、農業用施設の維持管理を困難にさせており、一次産業として魅力ある農業の構築と担い手、後継者の育成を支援する必要があります。しかし、一方では農産物の供給だけでなく、環境や防災、食育など、農業に対する多様な機能への関心が高まっており、これらの需要と合わせる事が重要です。
- ・ 住民による里山再生活動や植林など、一部の森林で保全活動が行われているものの、維持管理が十分に行われていない森林が増加しています。国土の保全や水源かん養といった森林が持つ多様な機能を保全するため、森林の保全活動に取り組む必要があります。

■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 安定的で効率的な農林業経営が確立しているまちを目指します。

■進捗指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
耕作放棄地面積（単年度）	30.58ha	29.98ha
森林維持管理回数（累計）	0 回	5 回

※森林維持管理の例 町内の公共施設の新築・改修等の際に地元木材を積極的に活用し木材利用の促進を図る。

■主要施策の内容

- ・ 農業の生産基盤である農地を保全するとともに、関係団体と連携し、集団営農など産地力の強化を行い、地域農業の生産性の向上を図ります。
- ・ 国の補助事業などを活用し、農道、水路の整備やため池の改修など、地域に応じた農業環境の整備に努めます。
- ・ 住民の里山再生活動を支援するとともに、森林環境譲与税等を活用しながら、森林所有者の理解を得て、住民・事業者・行政の協働により森林資源の育成・活用に努めます。

2 漁業の振興

■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 近年、経営体数、漁獲量とも減少傾向にあり、漁業センサスの数値などから漁業就業者数が減少していることが確認できます。漁業従事者の高齢化が進む中、今後は従事者のさらなる減少が予想されます。
- ・ これまで本町では、大阪府と連携して淡輪、深日、谷川、小島の各漁港を整備しつつ、観光漁港の振興を図るために平成 19 年（2007 年）に海釣り公園とつとパーク小島、販路拡充を図るために平成 29 年（2017 年）に道の駅みさきを開設しました。また、漁業関係者も大阪府立水産技術センター附属栽培漁業センターと連携し、稚魚の放流や漁礁の設置など漁業資源の確保や水産物のブランド化に取り組むとともに、海上釣り堀を開設するなど観光漁業の取り組みも進めています。

■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 水産資源を活用し、経営の安定化を図る取組を支援することで、漁業就業者数の減少率抑制を目指します。

■進捗指標

指 標	現状(2018)	目標(2025)
漁業就業者数（単年度）	157 人	138 人

■主要施策の内容

- ・ 水産物の地産地消や観光漁業を進めるとともに、将来の担い手にとって魅力ある漁業の振興に努めます。

3 商工業の振興

■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 住民が町外で商品を購入する傾向があることから、町内店舗の魅力向上や空き店舗の解消などにより、商業的なにぎわいを創出していくことが求められています。
- ・ 地場産業の減少に伴い、町内における雇用の場が少なくなっています。そのため、本町では平成18年（2006年）に企業誘致条例を改正し、優遇制度を設けるとともに関西電力多奈川発電所跡地、多奈川地区多目的公園事業活動ゾーンが大阪府の産業集積促進地域の指定を受け、その効果もあり、企業が続々と進出しています。今後も新たな産業の育成や企業誘致を進めていく必要があります。

■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 魅力ある商店の活性化を支援するとともに、新たな創業による事業者などによって商工業の活性化が図られているまちを目指します。

■進捗指標

指 標	現状(2018)	目標(2025)
創業支援事業補助金申請件数（累計）	3 件	15 件
経営研修の開催数（単年度）	14 回	19 回

■主要施策の内容

- ・ 商工会等と連携し、セミナーの開催や融資等により、創業者をはじめとする事業者を支援します。
- ・ 地域産業の振興や企業誘致を進めるとともに、新規産業の育成により地域の雇用の場の確保に努めます。

4 観光振興とにぎわいづくりの推進

■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・大阪府下唯一の自然海浜である長松海岸やせんなん里海公園など、観光・レクリエーション施設や名所旧跡が数多くあります。
- ・平成19年（2007年）には海釣り公園とつとパーク小島を開設、平成29年（2017年）には道の駅みさき「夢灯台」を開設し、大阪府下で唯一、同一自治体で二つの道の駅指定を受けました。
- ・せんなん里海公園を中心として開催される「大阪マリンフェスティバル」は、多くの方々に楽しんでいただけるイベントを多数展開しています。「ビーチバレーのまち」として、大阪マリンフェスティバルをはじめとしたイベントの開催に際し、企画段階から住民が主体となり、参加しやすいイベントを支援することが必要です。
- ・これまで本町において最も集客力のあったみさき公園が休園となり、町外から観光客等呼び込む求心力の低下が懸念されています。

■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・海や山をはじめとした地域資源や地域産業の強みを生かして、にぎわいのあるまちを目指します。

■進捗指標

指 標	現状(2019)	目標(2025)
主要観光関連施設来館者数（単年度）	1,948,493 人	1,600,000 人
観光ボランティア数（累計）	12 人	20 人
自然歩道等整備箇所数（累計）	未着手	5 箇所

■主要施策の内容

- ・海・山・川の生き物と親しむことのできる企画やマリンスポーツなど既存施設を活用したイベントの開催を検討します。
- ・うみほたる等、本町における独自性の高い物を利用したグッズや特産品の開発を検討します。
- ・イベントの運営を、住民・事業者・行政の協働によって町全体の一体的な取組として振興に努めます。
- ・町行政が主体となった新たなみさき公園を整備し、これまで以上に魅力を高め、より求心力のある都市公園を目指します。
- ・国内外・地域交流による経済活性化を一層図るため、観光資源、観光イベントを活用し、地域住民との交流や物産の相互販売等を推進します。

5 雇用・労働環境の充実

■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ これまで本町では、就職困難者を対象とする地域就労支援事業を実施し、就労相談や職業能力開発などに取り組むとともに、労働に関する実態把握や情報収集に努めてきました。
- ・ 働く意欲を持ちながら、就労が困難となっている人に対し、相談や訓練、資格取得などを行っていく一方、労働者が生きがいやゆとりを感じながら充実した生活を送る事ができるよう、地域産業の振興や企業誘致によって新たな雇用を創出しつつ、ワークライフバランスなど、労働環境の充実が求められています。

■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 安定した雇用・就労の場に提供する就労支援に取り組むまちを目指します。

■進捗指標

指 標	現状(2019)	目標(2025)
就労支援講習・講座等受講者数（単年度）	15 人	20 人
就労相談件数（単年度）	25 件	30 件

■主要施策の内容

- ・ 地域就労支援事業を充実させるとともに、公共職業安定所など関係機関との連携を強化し、就労機会の支援に努めます。

第4章 豊かな自然の中で安心して暮らせるまち (生活環境・防災)

1 環境衛生と美化の推進

■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 火葬場の運営と墓地の整備につきましては、適正な維持管理に努めるとともに、施設整備の検討を行い、多様なニーズに応じた住民が利用しやすい環境整備に努める必要があります。
- ・ 本町では、住民の環境美化への意識は高く、ボランティアによる長松自然海岸や番川の清掃活動、「環境美化行動の日」の住民による清掃・美化活動が行われています。
- ・ 心ない者によるペットボトルや空き缶などをみだりに捨てる「ポイ捨て」や、大型ごみの不法投棄は依然として無くなりません。そのために、地域ぐるみで環境美化運動を強化し、不法投棄などをさせない環境づくりを進める必要があります。

■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 環境保全、公害防止に対する意識の高揚、醸成が進み、環境に配慮したライフスタイルが確立しているまちを目指します。

■進捗指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
空地の適正管理通知件数（単年度）	159 件	159 件
清掃活動を行った自治区数（単年度）	全自治区(61 自治区)	全自治区

※人口減少により空地の増加が予想されるが、適正管理が十分に機能する事で件数を変動無とした。

※清掃活動の自治区数は、現在も全自治区であるが、今後の自治区数の変動を加味した記載とした。

■主要施策の内容

- ・ 火葬場施設については、施設管理運営委託業者と連絡を密に行い、協力しながら適切な運営管理を進めます。墓地については、住民ニーズを踏まえて、整備を進めます。
- ・ 町内の環境美化、生活環境の保全に努めるとともに、美化に資する自主的な清掃活動の支援や不法投棄がない、きれいなまちを維持するためのマナー向上など、快適な環境が保全できるよう支援します。

2 循環型社会の構築

■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 地球温暖化などの環境問題に対して、地球環境にやさしい暮らしの促進や持続可能な循環社会の構築、温室効果ガスの排出量削減に向けて取り組む必要があります。
- ・ 廃棄物減量等の推進に関するボランティアの増加等減量化に取り組む体制の整備や生ごみの再資源化・再利用を進めるなどの、ごみの減量化対策を継続して進めていく必要があります。
- ・ 老朽化が進行しているごみ処理施設、し尿処理施設について、今後の運用方針を定め、適切な施設運営や長期維持補修計画を定め、設備改修を実施していく必要があります。

■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ ごみの減量化と再資源化を推進するとともに、ごみを出さない生活様式に取り組んでいるまちを目指します。

■進捗指標

指 標	現状(2019)	目標(2025)
家庭系ごみ排出量（単年度）	698g/人/日	657g/人/日
事業系ごみ排出量（単年度）	1157 t	800 t
リサイクル率（事業系資源化量を含む）	5.8%	17.5%
リサイクル率（事業系資源化量を含まない）	5.8%	16.5%

- ・ この数値目標は、岬町策定の第2次一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画において定めた廃棄物の減量化に係る取組目標を参考としています。

■主要施策の内容

- ・ 事業者や住民に対して、リフューズ（発生回避）、リデュース（排出抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（資源として利用）、リペア（修理）の5 Rの啓発に努めます。
- ・ 「岬町プラスチックごみゼロ宣言」の趣旨に基づき、ごみの分別の徹底、4 R（発生回避、排出抑制、再利用、再使用）を推進します。
- ・ 温室効果ガスの排出量削減につながるよう、環境に配慮した自然エネルギーの導入や省エネルギー化への取り組みとともに、住民や事業者に対する普及啓発などを推進します。
- ・ ごみ処理施設、し尿処理施設の維持管理に努めながら、中長期的な見通しを立て、住民の生活環境を維持できる方向性を検討します。

3 自然環境の保全と生物の多様性



■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 大阪府唯一の自然海岸と緑豊かな山林を有する本町は、貴重な樹木や生物など様々な自然が残されています。これらは、地域の重要な資源であるとともにまちの景観を形成する重要な要素として守っていく必要があります。
- ・ 海岸の清掃活動や里山再生活動、ビオトープによる自然環境の再生活動が行われていますが、生物の生息環境を維持、再生すべく、これらの活動を継続して行うことが重要です。
- ・ 自然環境の学びに精通した指導者の高齢化などにより、新たな取り組み方法を模索する必要があります。

■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 自然保護活動や環境に配慮したライフスタイルが確立し、自然と共存する生活環境が構築されているまちを目指します。

■進捗指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
ビオトープ自然観察会参加者数（単年度）	180 人	270 人

■主要施策の内容

- ・ 森林環境譲与税を活用しつつ町内小学校などと連携し、自然との共生を学ぶことができる場の提供を目指します。
- ・ 景観に対する住民意識を高め、地域の自然環境や歴史環境と調和した地域の景観づくりに努めます。
- ・ 豊かな生物多様性を維持するため、生息環境の保全や外来生物対策などの生物多様性対策や自然環境、自然とのふれあいの場として活用する取り組みを進めます。

4 消防・救急、危機管理体制の充実



■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 本町における消防組織は、平成 25 年(2013 年)泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町の南泉州地域に位置する 3 市 3 町で、火災、救急、救助などの消防サービスをより高めるため、事務の共同処理を行う団体を設立する一方、各市町における既存の消防署が維持され、これまで以上にサービスの提供が出来るようになっていきます。
- ・ 住民の防災・減災に対する意識を高揚し、地域における防災力を高めていくため、自主防災組織の支援、消防団員の充足や育成を進めていくことが重要です。
- ・ 住民に対し、防災情報等を遅滞無く的確に伝達する手段として、防災行政無線を整備していますが、聞こえづらい等の課題があり、改善が必要です。
- ・ これまで経験した災害を教訓に、高齢者や障がい者など自力避難が困難な「避難行動要支援者」の登録・支援や、福祉施設などでの避難体制の整備など、逃げ遅れゼロを目指した取り組みや避難所における耐震化や感染症対策等、適切な対応が必要です。
- ・ 高潮や津波等による浸水を防ぐため水門を閉鎖したり、内水排除を行うため排水施設を適正に維持管理を行っていますが、老朽化などの課題があり、今後検討していく必要があります。

■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 消防・救急体制が充実し、日頃から住民自ら防災意識を持ち、災害時には住民自ら安全に避難するまちを目指します。

■進捗指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
自主防災組織数（累計）	48 団体	53 団体
消防団員数（累計）	105 人	110 人

■主要施策の内容

- ・ 消防団の充実や自主防災組織の育成、ボランティアの連携など、住民主体の防災活動を支援し、地域における防災力の向上を図ります。
- ・ 避難所の整備を進める等、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な基盤整備に努めます。
- ・ 施設の適切な維持管理を行う一方、ソフト面で津波対策訓練を実施するなど、住民の方々と連携しながら災害に備える等、安心して暮らせるまちづくりに努めます。

- ・「岬町国土強靱化地域計画」に基づく施策を総合的かつ計画的に進め、災害に強い強靱な地域づくりを推進します。

5 防犯対策・消費者保護・交通安全



■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 本町は比較的犯罪発生件数が少ない状況ですが、女性や子ども、高齢者を狙った犯罪など、住民を取り巻く環境は変化しており、犯罪のない地域づくりのため、防犯意識の向上を図ることや防犯カメラの設置などの環境整備、地域住民と連携した見守り、防犯情報の共有など、地域ぐるみでの総合的な取り組みが必要です。
- ・ 本町における自転車盗の発生件数は減少傾向にありますが、他の窃盗と比べ軽く捉えられがちのため、被害にあうことがないように自己防衛が必要です。
- ・ 高度情報化、国際化の進展に伴い、消費者トラブルも多様化・複雑化し、幅広い年代で被害が生じていることから、消費者保護に加え、リスク回避能力や自己判断力等を養うことが重要になっています。
- ・ 近年、全国各地であおり運転をはじめとした危険運転や高齢者ドライバーによる事故など、痛ましい被害が発生しており、交通事故を未然に防止するため、危険箇所の把握に努め、道路などの環境整備をはじめ、交通ルールやマナーの啓発、迷惑駐車や放置自転車の対策など、地域住民や関係機関と連携した取り組みが必要です。
- ・ 町道については、狭い区間の改善や歩道整備をはじめ、歩行者・自転車にやさしい道路環境づくりが求められています。

■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 消費生活トラブルが減少し、自立した消費者の安全・安心な暮らしが実現しているまちを目指すとともに、相談が必要となった際に住民が活用できる窓口等の充実を図ります。
- ・ 交通安全意識が高まるとともに、防犯意識の高揚が図られ、地域の治安は地域で守るという防犯活動が推進されているまちを目指します。

■進捗指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
刑法犯罪発生件数（単年度）	85 件	77 件
防犯カメラ設置台数	47 台	52 台

■主要施策の内容

- ・ 自らの安全は自ら守るという意識をもつことが重要であるため、啓発活動や地域ぐるみの防犯対

策を推進します。

- ・ 防犯カメラの設置に努めるとともに、他の手段についても検討し、防犯環境の整備を図ります。
- ・ 消費生活相談、消費者教育・啓発事業の充実や関係機関同士の情報共有を図ること等により、消費者問題に対する適切な情報提供や消費者の安全・安心確保に努めます。
- ・ 地域住民と連携し、啓発看板の設置を行うなど、交通安全意識の向上を推進します。
- ・ 安全な町道を維持すべく、緊急性を考慮しつつ効率的な管理体制の構築に努めます。
- ・ 自転車通行空間の計画的な整備をおこなうことにより、利用者の安全な通行を確保します。

第5章 安全で快適な住み心地のいいまち (都市基盤)

1 計画的な道路整備と維持管理

■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 本町の道路網は、国道26号（第二阪和国道）と府道と歌山阪南線（旧国道26号）、岬加太港線の3路線を骨格として、これらに接続する府道、町道によって構成されています。
- ・ 大阪と和歌山を結ぶ広域幹線道路であった府道と歌山阪南線は、新たに広域幹線道路となった第二阪和国道の全線開通後、交通量が減少し岬町内の渋滞は解消しましたが、利便性の向上で全体交通量が増加し、第二阪和国道では、朝・夕・休日において、新たな渋滞が発生しています。
- ・ 安全性・利便性の向上を図るため、町道西畑線、町道美化センター連絡線、（仮称）町道向出連絡線の整備が必要です。
- ・ 道路・橋梁維持管理については、施設の老朽化も進んでおり、修繕が必要な箇所も多くなってきています。

■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 道路を安全で機能的に整備し、一層の安全性と利便性の向上を図るまちを目指します。

■進捗指標

指 標	現状(2012)	目標(2025)
町道改良率（累計）	59.195%	59.3%

※全国平均 59.3%

■主要施策の内容

- ・ 定期的な道路パトロールや安全点検を行い、道路の適切な維持管理に努めます。橋梁については、平成25年度に策定した長寿命化修繕計画を基に、橋梁の計画的な予防対策と修繕に努めます。
- ・ 道路網の整備を行うことにより、災害等の緊急時対応ができるよう梯子骨格状の道路整備を図ります。
- ・ 第二阪和国道については、交通量の増加に伴う渋滞を解消する早期の四車線化に向けた整備を求めています。

2 交通環境づくりの推進

■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 本町における公共交通機関は、南海電気鉄道本線と多奈川線、コミュニティバスがあります。
- ・ 人やモノの移動を支える交通は、あらゆる活動を支え、都市の動脈として重要な役割を果たします。少子高齢社会において、公共交通の維持や安全な交通環境など、交通弱者の移動の円滑化が求められています。
- ・ まちの玄関口であるみさき公園前は、コミュニティバスやタクシー、送迎用のバスや自家用車で混雑し、駐輪場は、駐輪場前の歩道に自転車が置かれ、通行の妨げになっており、まちの玄関口に相応しい駅前広場の整備などが求められています。

■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 歩行者、自転車、公共交通機関が安全かつ快適に利用できているまちを目指します。

■進捗指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
コミュニティバス利用者数（単年度）	129,969 人	136,500 人

■主要施策の内容

- ・ 南海本線や支線の運転本数について関係機関へ要望するとともに、コミュニティバスのダイヤ改正やバリアフリー化により利便性の向上を図ります。
- ・ みさき公園東口における駐輪場の歩道は用地の拡幅、あるいは新たな用地の確保が困難な状況であるため、定期的な駐輪場内の整理を行い、駐輪スペースの確保に努めます。

3 公園の整備・維持管理

■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 緑地は、自然とふれあいの場や住民の交流の場など多様な役割を有しており、市街地における生活に身近な公園・緑地の整備が求められています。
- ・ 本町においては、みさき公園やせんなん里海公園、住民ニーズの高かった総合的なグラウンドとして利用出来るいきいきパークみさき（岬町多奈川地区多目的公園）と云った大規模公園が整備されていますが、南海電鉄が運営から撤退したみさき公園を新たな公園として整備する必要があります。
- ・ 地方自治体による公園の整備や維持管理は、財政、人材面で限界もあり、今後は住民や民間の活力を最大限に活かす必要があります。

■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 公園・緑地のストックを活かすとともに、適切な維持管理により、緑豊かなで魅力的なまちを目指します。

■進捗指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
いきいきパークみさきの利用者数（単年度）	32,977 人	36,000 人

■主要施策の内容

- ・ 公園・緑地の再生、活性化を住民・事業者・行政の協働により進め、住民が憩える環境づくりに努めます。
- ・ 大阪府自然環境保全条例に基づき、建築物の敷地内緑化を促進します。
- ・ 「新たなみさき公園」を大人から子どもまで幅広い世代に利用されるまちの観光・レクリエーション拠点として、また、まちの賑わいの中核拠点として再生させることを目指します。

4 河川・港湾の整備

■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 本町の主要河川である番川、大川、東川、西川の4河川は、山地流域が多いことから、比較的水質は良好で、ホタルなど多様な水棲生物や貴重な植物が生育しており、この環境を守るため、住民による河川環境の保全活動が行われているところです。
- ・ 豪雨時の洪水等の災害の発生を防ぐため、河川の浚渫、改修等を適切に行う必要があります。
- ・ 深日港を人流・物流機能を担う交流港として再生・発展させるためには、深日港と洲本港を結ぶ航路を定期航路とし、物流拠点や災害時拠点として整備を進める必要があります。

■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 河川の適切な維持管理ができているとともに港湾を活かしたまちを目指します。

■進捗指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
深日港発着航路数（累計）	0 航路	2 航路

■主要施策の内容

- ・ 安全な河川を維持すべく緊急性を考慮しつつ効率的な管理を構築し、災害防止や住環境の保全に努めます。
- ・ 関係機関と協議・調整を図りながら、深日港の空間を活かした賑わいの創出と災害時の緊急物資輸送等災害拠点としての整備を進めます。

5 下水道整備の推進

■ 施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 本町における下水道整備状況は、令和2年（2020年）3月時点公共下水道普及率（人口）78.8%となっています。下水道事業計画の認可の拡大を図っていますが、汚水管の埋設工事は、それに追いついていない状況です。
- ・ 収益的収支比率・経費回収率・水洗化率が低く、収支均衡を保つことが必要です。
- ・ 近年の気候変動に伴う豪雨被害を防ぐため、雨水排水整備を進めて行く必要があります。
- ・ 今後は、財政状況を勘案しながら計画的な整備と施設の適切な維持管理に努めるとともに、水洗化の促進や下水道使用料の適正化により、経営の健全化を図る必要があります。

■ 施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 各施設の適正な維持管理を行い、生活排水の水質向上、公共水域の保全が図られているまちを目指します

■ 進捗指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
下水道処理人口普及率（累計）	78.8%	79.0%

※目標年次の普及率については、社会資本整備計画に基づいた数字を採用しています。

■ 主要施策の内容

- ・ 費用対効果が見込まれる区域や早期に水洗化が見込まれる区域等を勘案し、効率的な下水道整備を推進していきます。
- ・ 浸水被害の軽減に向け、着実に雨水排水整備を進めます。
- ・ 公共下水道の区域内においては、すべての家屋が公共下水に接続することを促進し、公共水域の保全を図ります。
- ・ 公共下水道の区域外においては、住民が浄化槽を適正に設置、管理するよう促進し、公共水域の保全を図ります。

6 良質な住環境づくりの推進

■ 施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 本町の住宅地は、昭和30年（1955年）の町村合併以前から住宅地であった既成市街地と昭和40年代以降に開発された市街地で形成されており、既成市街地では住宅が密集し、狭あい道路が多く、公園などの公共スペースが十分でなく、防災上の対策が必要です。
- ・ 高齢化が急速に進行しており、福祉施策との連携を図りながら、地域の特性に応じたまちづくりを進めるとともに、良好な住環境の形成を推進することが必要です。
- ・ 防災、防犯などの住環境の向上を図るため、空家対策を進める必要があります。
- ・ 空家法施行、「岬町空家等対策計画」を策定し、空家等対策を推進していますが、長期末相続により所有者特定に相当の時間を要し、問題となっています。
- ・ 住宅の耐震診断や耐震化（安全性の確保）にあたっては、すべての人が必要性を認識し、意識の向上を図る必要があります。
- ・ 町営住宅については、長寿命化を図りつつ、より効率的な維持管理が求められています。

■ 施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 安全・安心な住まいづくりが促進され、安定した良質な住環境が実現しているまちを目指します

■ 進捗指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
空家バンク登録件数（累計）	2 件	4 件
空家相談会における相談件数（単年度）	11 件	32 件
新築住宅取得件数（単年度）	38 件	48 件

■ 主要施策の内容

- ・ 行政として一元的な総合窓口機能及びコーディネーターの役割を担うとともに、住宅密集地の環境を改善するため、民間事業者との連携を強化し、防災面や環境面に配慮したより良いまちづくりを実現します。
- ・ 空家等対策について、「岬町空家等対策計画」に基づき、空家等の発生予防と適正管理、活用の促進及び管理不全な空家等の解消に努めます。
- ・ 町内で適正に管理されずに放置された空家等について、除却補助、行政指導等を実施するとともに、除却跡地を住民の憩いの場や、防災面に配慮したポケットパークとして整備するなど、地域活性化のための計画的利用を検討します。

- ・ 特別警戒区域内のハード整備・ソフト整備を、国・大阪府と連携しながら進め、有事の際の被害の拡大を防止できるよう努めます。
- ・ 耐震診断などの補助制度を住民が積極活用できるよう、大阪府や関係機関と連携し、効果的な普及啓発活動に取り組みます。
- ・ 町営住宅の適切な管理と長寿命化に努めるとともに、指定管理者制度の導入など、管理事務の効率化を検討します。

第6章 すべての人が輝くまちづくりを進めるまち (協働・人権・行政)

1 参画・協働のまちづくりの推進

■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 地方分権の進展などに伴い、地方自治体の役割と責任が拡大する中で、活力に満ちた住みよい地域社会の実現を図るために、住民・事業者・各種団体と行政がそれぞれの役割や責務を果たしていく必要があります。また、住民ニーズや課題も多様で複雑となっており、安全・安心に暮らせる地域社会を行政のみで実現することはますます難しくなっています。このような中、町は住民参画に基づいてまちづくりを行い、自治の主役である住民は、自主的かつ自律的な意思に基づいて積極的にまちづくりに参画し、協働し、公共性を重んじ、自らの行動に責任をもつことが求められています。
- ・ 近年、自治会加入率の低下など地域コミュニティの希薄化が課題となる一方で、災害時や子育て時などにおける共助、見守り、世代間交流など、地域コミュニティの役割が再認識され、住民・事業者・各種団体など多様な主体による地域活動の重要性が高まっています。
- ・ 本町では、平成20年（2008年）に住民・事業者・行政がそれぞれの特性を活かし、地域で支え合う「岬”ゆめ・みらい”サポート事業制度」を創設するとともに、住民活動センターを設置し、住民・事業者・各種団体が主体性を持って活動するまちづくりや地域活動のサポートを行っています。
- ・ また、自治区（会）やボランティアの活動を通じてコミュニティ活動も盛んに行われていますが、少子高齢化等により地域コミュニティのリーダーである自治区長のなり手が減少する等、地域のつながりが薄れてきています。
- ・ 今後は、まちづくりやコミュニティ活動に関する情報提供を行い、コミュニティ活動の多様化と新規活動者を獲得した裾野の広がりを進めることが必要です。

■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 住民同士や住民と行政が連携して共に考え共に汗を流す協働のまちづくりが推進されているまちを目指します。

■進捗指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
タウンミーティング参加者数（単年度）	402 人	450 人
岬”ゆめ・みらい”サポート事業件数（単年度）	9 件	15 件
自治区（会）加入率（累計）	80.7%	85%

■主要施策の内容

- ・ パブリックコメント、審議会などにおける公募委員の参画、タウンミーティングなどを活用し、まちづくりへの住民参画の機会を提供します。
- ・ 各種任意団体に対し同様な活動を行う団体間交流の機会を設ける一方、NPO 法人への展開についての事前相談などで協議を図り、テーマコミュニティの拡大を目指します。
- ・ 地域コミュニティの活性化を図るため、自治区（会）への住民の加入促進に努めるとともに、自治区（会）の活動を支援します。
- ・ 地方公共団体と民間が連携し、それぞれが持つ資源や特長を活かしながら、地域の様々な課題解決や地域の持続的発展を促進します。

2 人権施策の推進



■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 人権は、誰もが生まれながらにしてもっている、人として幸せに生きていくための基本的な権利ですが、同和問題をはじめ、児童や高齢者・障がい者等を取り巻く課題、職場における様々な形態のハラスメントなど、人権侵害が多岐に渡り社会問題となっています。また、近年では、インターネットを利用したいじめや個人情報の流出・拡散、ヘイトスピーチなど、新たな課題が生まれ、一人ひとりが自分らしく生きる社会づくりを阻む要因となっています。
- ・ 本町では、昭和51年（1976年）に「人権擁護都市宣言」を行うとともに、平成6年（1994年）には、あらゆる差別をなくし、人権が尊重されるまちづくりを実現するために「岬町部落差別の撤廃と人権擁護に関する条例」を制定し、人権啓発や人権教育などを通じて、人権意識の高揚と人権擁護に努めてきました。
- ・ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年2月）に基づき、住民に人権尊重の理念を普及させる必要があります。
- ・ また、平成28年（2016年）には、人権に関する三つの法律（「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」）が施行され、これらの法律の趣旨を十分理解し活用しながら、自らよりよい社会づくりに参画していく力を持った子どもを育てていくことが求められています。

■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 人権尊重が社会の文化として定着し、住民一人ひとりが互いを認め合う共生社会が実現しているまちを目指します。

■進捗指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
人権関連イベントの開催数・参加者数（単年度）	250 人	300 人
いかなる理由があってもいじめが駄目と考える児童生徒の比率（単年度）	88%	92%

※全国学力・学習状況調査（児童・生徒質問紙）

「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」

（4指標：「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」「どちらかといえば当てはまらない」「当てはまらない」のうち「当てはまる」に該当する数値 全国平均 81.7%

■主要施策の内容

- ・ 異なった文化、習慣、価値観等を持った人々が、それぞれのアイデンティティーを保ちながら豊かな社会生活を送ることができるよう学校・家庭・地域社会との連携、協働を進めるなかで地域社会

における人権教育及び人権学習の充実を図ります。

- ・ 人権に係る学習機会の提供や啓発活動の推進、専門機関との連携の充実に努め、すべての人々の人権が尊重される社会を目指します。

3 男女共同参画の推進

■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 本町では「男女共同参画基本法」の趣旨に沿って、平成15年（2003年）に「岬町男女共同参画プラン（ウィッシュプラン）」を策定し、このプランに基づき、男女共同参画社会を実現するための施策を進めてきました。
- ・ しかしながら、性別による固定的な役割分担意識や偏見がいまだに存在し、セクシャルハラスメントやドメスティックバイオレンス（DV）などの暴力行為、ストーカー行為や性的マイノリティへの人権侵害など社会問題となっています。
- ・ そのため、家庭・地域・職場・教育の場など様々な場所で、男女共同参画社会に対する取組を進める必要があります。

■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 住民と行政、関係機関・団体が協働して男女がそれぞれの個性や能力を十分に発揮しているまちを目指します。

■進捗指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
審議会委員などへの女性登用率（累計）	24.1%	40%

■主要施策の内容

- ・ 男女が互いに人権を尊重し、責任を分かちあい、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に努めます。
- ・ 悩みや問題を抱える女性に対して適切な支援や情報提供を行えるよう、相談事業の充実を図ります。
- ・ 男女共同参画社会の実現のためには、政策形成の場への女性の参画が重要なことから、各種審議会や団体などへ情報の提供や啓発を行うとともに、参画する女性の人材育成に努めます。

4 多文化共生と平和施策の推進



■ 施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 関西国際空港が近在する本町では、外国との交流機会が増加することを見据え、語学指導を行う団体や文化交流事業を行う団体など、住民グループが国際理解に関する取組を積極的に行っています。また一方では、かつての企業・学校の研修施設を活用した外国人を対象とする研修施設が増加しています。
- ・ 本町では、昭和59年（1984年）に「核兵器の廃絶と軍縮を願う平和都市宣言」を行い、戦争に関する資料展示や戦争体験の伝承など、平和に関する意識を高める取組を行っています。「核兵器の廃絶と軍縮を願う平和都市宣言」の趣旨に基づき、平和の大切さ戦争の悲惨さを後世に伝え、平和意識の普及・高揚に努める必要があります。
- ・ 住民一人ひとりの平和意識の普及・高揚を進めるため、平和啓発事業や、学校教育や地域における平和学習の充実を図り、非核・平和を願う平和都市の実現に努めていく必要があります。

■ 施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 多様な文化的背景をもつ住民が互いの文化や価値観の違いを認め合うとともに、平和を愛し、命を大切にするまちを目指します。

■ 進捗指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
岬町国際交流サークルとの交流事業参加者数（単年度）	100 人	150 人
ホームステイ事業利用者数（単年度）	12 人	20 人

■ 主要施策の内容

- ・ 国際感覚豊かな人材を育成するため、外国語教育、国際理解教育を推進します。
- ・ 住民が外国の文化などの多様性を認め、言語、宗教、生活習慣などの違いを正しく理解できる取り組みを進めます。
- ・ 在住、訪日外国人に対して必要な情報提供を、国際交流団体などの協力を得ながら進めます。
- ・ 平和についての啓発や学習機会の充実に努めます。

5 健全な行財政運営

■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 社会情勢の変化や多様化、複雑化する住民ニーズなど、拡大しつつある行政課題に対応するため、将来に向けて持続可能な行財政運営が求められています。
- ・ 本町の財政は、景気の低迷や地価の下落、人口の減少等により町税による収入が減少する一方、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加などにより、厳しい財政状況にあります。
- ・ 行政サービスの維持向上や課題の多様化に対応するため、効率的な行政運営が必要です。
- ・ 老朽化に伴う維持管理経費などの増加が予想される公共施設について、今後の人口動態や財政状況、住民ニーズ等を踏まえ、効果的かつ効率的な管理運営を行う必要があります。

■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 計画的な行政運営と財政運営が進められ、効率的で効果的な時代に即した住民サービスの向上が図られているまちを目指します。

■進捗指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
経常収支比率（単年度）	95.3%	94.3%
実質収支（単年度）	64 百万円	黒字維持
単年度収支	3 百万円	黒字維持

■主要施策の内容

- ・ 行政事務の効率化・適正運営を図るため、広域による共同事業を推進します。
- ・ 次期岬町行財政改革プランの策定に努め、引き続き行財政改革を着実に推進し、持続可能で安定した財政基盤の構築を目指します。
- ・ 岬町公共施設適正化基本方針に基づき、施設の実態、事業経費や事業実施に係る将来財政負担の状況を把握し、財政負担の軽減・平準化を図ります。
- ・ 老朽化等の課題を有する本庁舎については、建て替えを含めて整備計画の検討を進めます。

6 情報化の推進

■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 住民の行政運営への関心の高まりに対し、住民、事業者が本町の財政状況を容易に閲覧、入手できるよう、広報誌やホームページなどを充実し、行政活動の透明性を高める必要があります。
- ・ パブリックコメントや行政情報の公開を行っていますが、住民が認知する機会を増やし、同時に情報を知る機会を増やすための手段を拡充する必要があります。
- ・ 行政情報や文書の整理・管理を統一的かつ効率的に推進するため、情報セキュリティポリシーの運用に関して職員の意識向上を図り、個人のプライバシーの保護に配慮した情報公開制度の確立が必要です。
- ・ 情報システムの活用により、窓口サービスや情報提供サービスを実施していますが、住民ニーズを把握し、ニーズに合ったサービスに磨き上げる必要があります。
- ・ 令和2年度（2020年度）から全面实施される新学習指導要領（中学校は令和3年度（2021年度））において、各学校にICT機器を整備し、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとされたため、ICT機器を活用する教職員の知識やスキル、体制を整える必要があります。
- ・ 淡輪公民館等には、生涯学習用としてパソコンの設置を行っていますが、維持管理、運用するための人材教育が必要です。

■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 高度情報化社会における最適な環境が整備されているまちを目指します。

■進捗指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
ホームページアクセス件数（単年度）	128,546 件	200,000 件

■主要施策の内容

- ・ 行政や地域、教育機関などにおけるICT（情報通信技術）インフラ環境の整備を進めます。
- ・ 各世代が情報化の推進に対応できるよう、情報化教育を進めます。
- ・ 分野にとらわれず、住民にとって安心・便利なデジタル行政サービスの実現を目指します。
- ・ 様々な情報ツールの活用促進により行政への住民参加を進めます。また、町が保有する情報は住民の財産であるという考えのもと、積極的な行政情報の公開を行い、透明性を高め、住民に開かれた行政を推進します。
- ・ 情報セキュリティ対策の強化、職員に対するセキュリティ教育を行います。
- ・ まちの健全な発展と秩序ある整備を図るため、事務の効率化、電子化を推進します。

7 人材育成と組織基盤の強化

■施策の背景（現状、課題、社会潮流）

- ・ 地方公共団体は、行政運営を行う上で最小の経費で最大の効果を上げるとともに、常にその組織及び合理化に努め、その規模の適正化を図らなければなりません。そのため、各地方公共団体において、地域の実情を踏まえ、自主的・計画的に適正な職員数の管理が求められています。
- ・ 少子高齢化の進展に伴う住民ニーズの高度化・多様化に加え、地方分権の一層の推進や地方創生の取組などにより、地方公共団体の役割は増大しています。そのような状況に対応していくためには、自ら考え、行動し、困難な課題を解決する能力と高い業績を上げることができる自治体職員を確保・育成していくことが必要です。

■施策の方向性（将来あるべき姿）

- ・ 住民サービス向上に必要となる研修を実施するなど、人材育成や組織の強化が進んでいるまちを目指します。

■進捗指標

指 標	現状(2020)	目標(2025)
職員研修参加率（単年度）	86.0%	96.0%
職員研修開催回数（単年度）	9回	12回

■主要施策の内容

- ・ 組織の生産性向上や働き方改革への対応に向け、必要な人材を確保し、なおかつ新たな業務にも迅速に対応できるよう、正職員を中心とした適正な定数管理に努めます。
- ・ 職員研修などを活用して人材の育成に努め、接遇などの向上や経営感覚の醸成に取り組みます。また、任用形態などに関わらず、意欲をもって働くことができる環境づくりに努めます。